

## 京都府情報公開審査会規則

昭和63年9月19日

京都府規則第35号

京都府情報公開審査会規則をここに公布する。

### 京都府情報公開審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第27条の規定により、京都府情報公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、前条第3項の規定によりその職務を代理する者)及び2人以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部総務調整課において処理する。

(平2規則24・平7規則17・平14規則23・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成2年規則第24号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年規則第17号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第9号)

(施行期日)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第23号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。